山梨県

新型コロナウイルス感染症感染者の療養終了・退院基準について

保健所から陽性者への療養終了時の連絡について

オミクロン株ＢＡ．５系統の影響により感染者が増大する中、保健所の対応について重症化リスクのある方への支援に重点化するため、定められた日数を経過した場合には、療養・待機を終了することとし、**保健所から陽性者本人への療養解除の連絡は原則しないこととといたします。**
つきましては、陽性者本人で以下の療養解除基準のご確認をお願いします。

【事務連絡】（オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について）（PDF：180KB）

新型コロナウイルス感染症の療養解除基準について

陽性者本人の発症日から解除日までの考え方は次のとおりです。
下記の解除基準に照らして、陽性者本人の症状をご自身で判断してください。
なお、**陰性確認のための検査は必要ありません。**

症状があった方

発症日を0日目として10日目、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

症状がない方（無症状で検査を受け、その後も症状のない方）

検体採取日を0日目として7日間を経過した場合

検査時には無症状であったが、その後症状が現れた方

症状が現れた日を0日目として10日目、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

症状軽快とは
解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合

有症状の陽性者で、発症日から10日が経過した時点で症状軽快後72時間が経過しておらず、

療養の継続が必要と思われる場合は、お住まいの保健所へお問い合わせください。

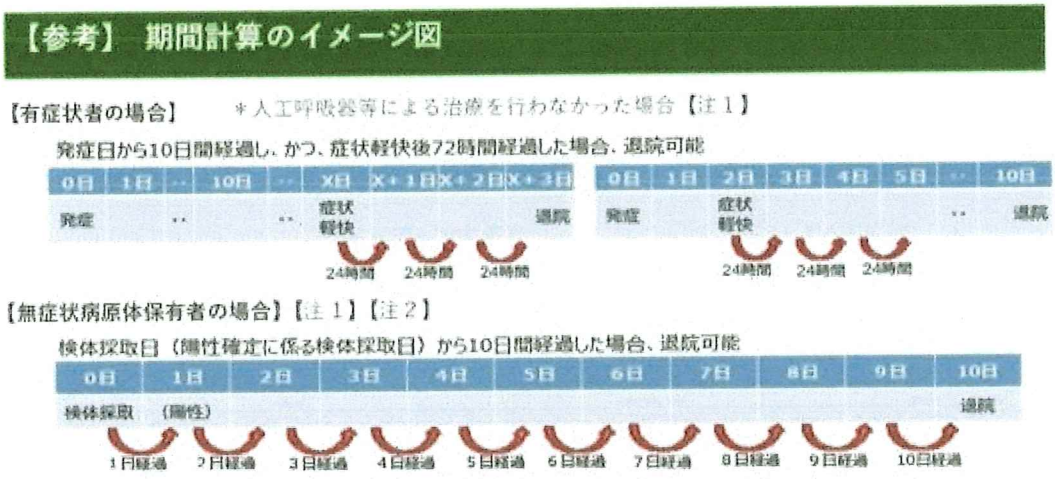

【注１】上記の【有症状の場合】と【無症状病原体保有者の場合】のイメージ図は、発症時刻（無症状病原体保有者の場合は検体採取時刻）が同定可能であり、240 時間（10 日間）の経過観察を行った場合を想定している（その時点で退院基準・療養解除基準を満たす）。

【注２】B.1.1.529 系統（オミクロン株）の無症状患者の療養解除基準については、検体採取日から７日間を経過した場合には８日目に療養解除を可能とする。また、10 日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食などを避けること、マスクを着用することなどの感染対策を求めること。詳細は厚生労働省　事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（2022.1.5 発出 2022.2.2 一部改正）」を参照すること。

新型コロナウイルス感染症診療の手引き第8.0版

療養解除となった方へ

○仕事や通学など、通常の生活を再開していただいて差し支えありません。

○今後、何らかの症状で、受診したい場合は、かかりつけ医やお近くの医療機関に、
あらかじめ電話をかけたうえで、医療機関の指示に従って受診してください。

○今後も、マスク着用など引き続き感染対策に努めてください。

山梨県

濃厚接触者の待機期間について

濃厚接触者とは

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領では、濃厚接触者を次のように定めています。

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間において当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者

新型コロナウイルス（オミクロン株）の陽性者の濃厚接触者の待機期間について（7/22変更）

新型コロナウイルス（オミクロン株）の陽性者の濃厚接触者については、陽性者と最終接触した日を0日目として5日目までを待機期間とし、6日目に待機期間を解除します。

※ただし、当該同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の同居者が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する場合があります。

待機期間中は、濃厚接触者は不要不急の外出を控えてください。

新型コロナウイルス感染症は、発症すると体温が38℃から39℃に急に上昇することがありますので、**あらかじめ解熱剤を用意**しておくことをお勧めします。

濃厚接触者の待機期間短縮について

濃厚接触者は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、次の全てに該当する場合、待機期間を3日目に解除することができます。

①待機期間中、無症状であること

②陽性者と最終接触した日を0日目として2日目と3日目の両日に抗原定性検査キット（薬事承認されたもの、鼻腔検体によるもの）を用いた検査の結果が2回とも陰性であること

留意事項

濃厚接触者は、待機期間が解除された後も7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問（受診等を目的としたものは除く）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクの着用など感染対策を徹底してください。

ハイリスク者：高齢者、妊婦、基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方

ハイリスク施設：ハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関

なお、解除の判断を個別に保健所に確認いただく必要はありませんが、登園・登校・出勤等については当該施設の取り決めに従ってください。

2日目、3日目の検査について

○保健所が特定した濃厚接触者の場合

無料で検査を受けることができます。（詳細はこちら）

○上記以外の濃厚接触者の場合

事業者の費用負担（自費検査）になります。薬事承認された検査キットを用いて実施してください。

適切な医療を提供するため、医療機関での検査の実施はお控えください。

検査キットの購入について

事業者は、検査キットを医薬品卸売販売業者、メーカー、薬局から購入することができます。購入の際には、別紙1「抗原定性検査キット優先供給に係る説明書」と別紙2「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」を購入元に提出してください。

（薬局の在庫量には限りがあります。薬局での購入を希望される場合には、あらかじめ薬局へお問い合わせください。）

また、適正な流通を確保する観点から、必要な量の購入にとどめていただきますようお願いします。

よくあるお問い合わせ

陽性者の療養期間　※最短で解除となる場合の例

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
有症状	発症日	**発症日**から**10日間経過**し、かつ、症状が軽快した後**72時間経過**した時点で、療養終了									解除
無症状	検査日	**検査**を実施した日から**7日間経過**した場合は、**8日目**に療養解除								解除	解除後３日間 検温など自身で健康状態の確認等

（参考）家族が陽性となった場合の待機期間の考え方　→：療養期間
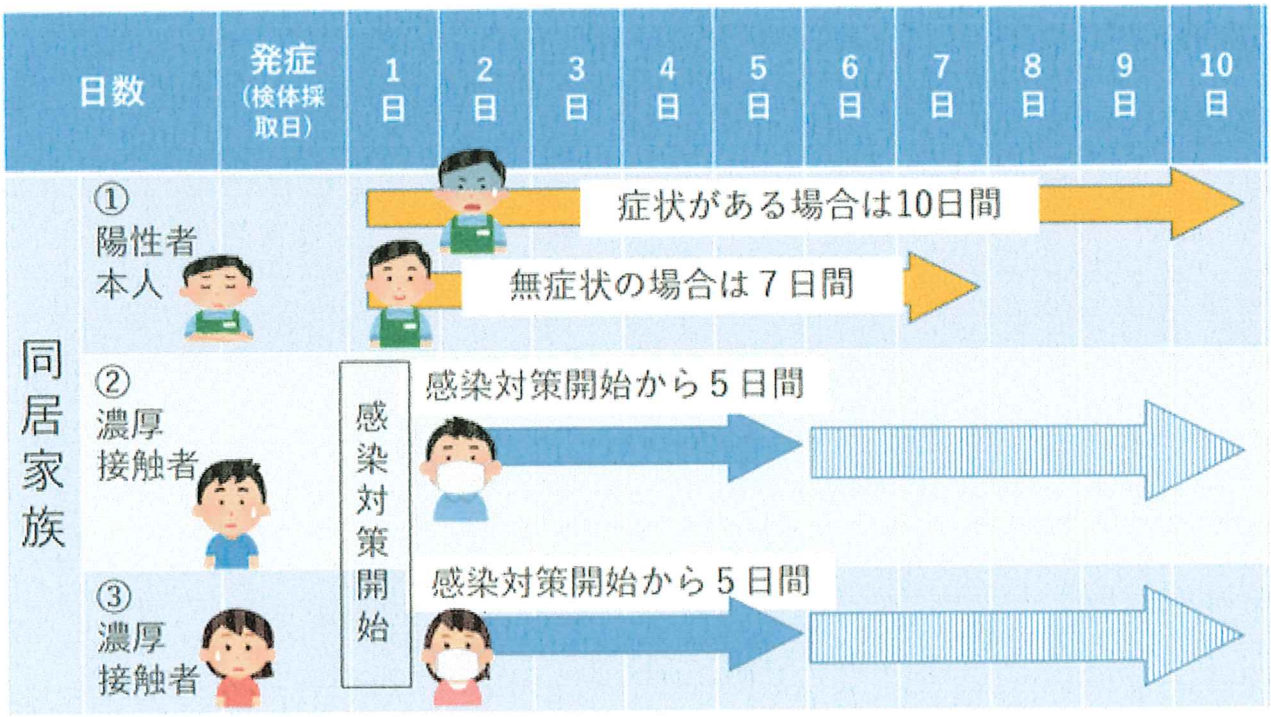
パターン①　基本的な考え方　感染対策を開始した日から５日間の待機